

Q & A（よくあるご質問と回答）

Q.01

補助金の対象となる住宅等とは。

自ら居住する住宅、個人又は法人で所有する貸家やアパート、事務所、店舗、法人で所有する社宅、福祉施設、保育所などが対象となります。また、物置、車庫、倉庫、作業場なども対象となります。ただし、「彩の木補助事業《子育て支援枠》」は自ら居住する住宅のみが対象です。

対象となるか迷うときは、木材協会までお問い合わせください。

Q.02

県外に住んでいるが補助金を利用できるか。

補助対象要件を満たしていれば、県外在住でも補助金をご利用になれます。

Q.03

県外にさいたま県産木材を使って住宅を新築する。補助金の対象になるか。

新築する住宅が埼玉県内に所在しなければならないので、補助金の対象にはなりません。

Q.04

自らが施工する場合、補助金の対象になるか。

住宅の内装木質化工事等を申請者自らが行う場合も、補助対象要件を満たしていれば対象となります。ただし、この場合、工事請負契約書面を整えていないことが多く、契約締結日の確認ができません。したがって、提出書類、現地検査等で「令和元年10月1日以降に契約を締結」の要件を満たしているかどうかを総合的に判断させていただきます。

Q.05

国や市町村が実施している補助金等との併用は可能か。

彩の木補助事業・彩の木梁桁補助事業は、他の補助金との併用ができます。併用を考えている場合には、国や市町村等の補助金側（彩の木補助事業・彩の木梁桁補助事業でないもう一方の補助事業）が併用可能か必ず確認してください。なお、彩の木補助事業・彩の木梁桁補助事業は、埼玉県の補助を受けて実施しています。

Q.06

住宅の新築で過去に彩の木補助事業を利用したが、同じ住宅のリフォームで再度補助金を利用できるか。

彩の木補助事業補助金を過去に受けた住宅等は、重複して補助を受けることはできません。

Q. 07

住宅を新築する。「彩の木補助事業」の《一般枠》、《子育て支援枠》、「彩の木梁桁補助事業」のすべてに該当する場合、それぞれの事業に申請してよいか。

複数の事業の補助要件に該当する場合は、そのそれぞれの事業に申請していただいても構いません。ただし、補助金利用予定者として登録されるのは1件の住宅等に対して1つの事業のみで、補助金の交付を受けられるのも利用予定者として登録された事業のみです。したがって、いずれかの事業の補助金利用予定者として登録されている住宅等は、他の事業の交付申請書を提出してもその事業の利用予定者としては登録できません。また、同時に複数の事業の交付申請書の提出があったときは、「提出書類チェック表」に記載された利用希望順位に従って1つの事業のみ受け付け、利用予定者登録します。

Q. 08

交付申請書はどのタイミングで提出するのか。工事着工前でないと受け付けてもらえないのか。

令和元年10月1日以降に工事請負契約（売買契約）を締結していて、令和3年2月28日までに木工事が完了（「彩の木補助事業《子育て支援枠》」の場合は、引渡し完了）するものであれば、どのタイミングでも申請できます。既に完成し居住している住宅でも補助対象要件を満たしていれば対象となりますが、現地検査にご協力いただく必要があります。

Q. 09

木工事完了とは。

彩の木補助事業・彩の木梁桁補助事業の対象となる木（さいたま県産木材）を使った工事の完了を指します。

Q. 10

補助金利用予定者として登録されたが、令和3年2月28日までに木工事が完了（「彩の木補助事業《子育て支援枠》」の場合は、引渡し完了）できなかった。どうすればよいか。

補助対象要件に該当しないため、補助金の交付を受けることができません。速やかに「辞退届」を木材協会に提出してください。「彩の木補助事業」は様式5、「彩の木梁桁補助事業」は様式15です。なお、翌年度もこの事業を継続した場合は、翌年度の補助事業の対象となる場合もありますので、内容をご確認ください。

Q. 11

住宅を新築する。床材にはさいたま県産木材を使うが、それ以外には使う予定がない。彩の木補助事業の新築の補助要件「県産木材の使用割合が60%以上」や彩の木梁桁補助事業の補助要件「梁桁に県産木材を3㎡以上」を満たさないとき、彩の木補助事業の内装木質化で申請できるか。

彩の木補助事業の内装木質化で申請することはできません。新築の場合は「新築」での申請となります。内装木質化は既存の住宅の内装木質化（リフォーム・リノベーション）を対象としています。

Q. 12

内装木質化の施工面積の計算方法を知りたい。

厚さが12mm以上ある県産木材を使っていて、かつ、表面が見えている面積を計算します。柱、間柱、巾木等で基準を超えるものは、面積として加算できます。なお、表面にクロスを貼る場合は、基準を超える木材を使っていても、表面が見えていないため面積に含めることはできません。また、小径木の丸みを使い、壁材、天井材として使用した場合は、平均の厚さが12mm以上であれば対象となります。

Q. 13

さいたま県産木材を3㎡以上使用して改築する。増改築で計算した補助金額より内装木質化で計算した補助金額の方が大きくなる時、内装木質化で申請してもいいか。

増改築、内装木質化、どちらも補助要件を満たしているときは、どちらで申請しても構いません。ただし、内装木質化で交付申請書を提出したときは、内装木質化で完了報告書兼請求書を提出していただきます。手続きの途中で変更することは認められません。また、内装木質化で補助金の交付を受けるためには、県産木材による施工面積が確認できる図面の添付が必要です。施工面積がわかる図面の添付ができないときは増改築で申請してください。

Q. 14

さいたま県産木材を扱っている材木店を知りたい。
さいたま県産木材認証事業者かどうかを知りたい。

埼玉県木材協会のホームページに掲載しています。<https://www.mokkyo-saitama.jp/bpsearch>
ホームページをご覧になれない方は、木材協会までご連絡ください。

Q. 15

補助金事業の実績がある工務店を知りたい。

埼玉県木材協会のホームページに掲載しています。<https://www.mokkyo-saitama.jp/work/work04>
ホームページをご覧になれない方は、木材協会までご連絡ください。



Q. 16

「さいたま県産木材販売伝票」とは。

さいたま県産木材認証制度により認証された「さいたま県産木材認証事業体」が、納品先に対して、自らが扱った木材の産地及び流通履歴を証明し、発行するものです。

様式第4号

【2枚綴り】

さいたま県産木材販売伝票

NO. _____ 年 月 日

品名	形状	本数(実)	材種	前産木材認証事業体記号番号 (産材生産者の場合は生産地)
計				

さいたま県産木材認証センター理事長

県産木材認証事業体認定番号

発行者

住所

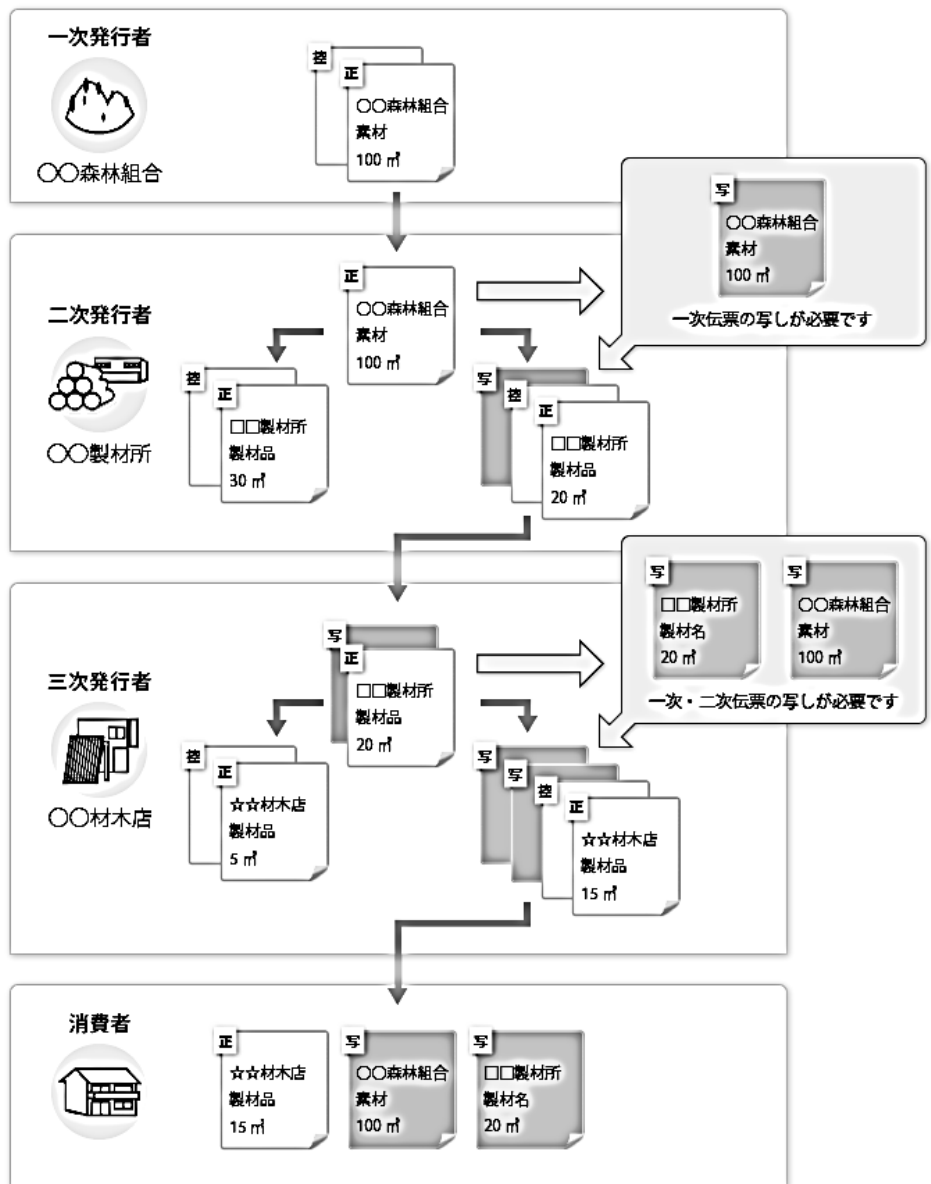
名称

代表者名

電話番号

印

販売伝票の流れは下図のとおりです。伐採した丸太から住宅資材として使われるまで、すべての発行者の伝票を添付して自らの伝票(正)とともに消費者(エンドユーザー)に渡します。



Q. 17

「さいたま県産木材認証シール」とは。

「さいたま県産木材認証シール」は、さいたま県産木材であることが証明された木材に貼られるシールです。

**Q. 18**

完了報告書兼請求書に添付する写真は、どのようなものが必要か。

次のものがが必要です。確認できない場合は、追加の提出をお願いすることがあります。

・新築・購入のとき

- ①木工事完了時の外観（1～2枚）
- ②木工事完了時の内部で、県産木材の使用状況がわかるもの（さいたま県産木材認証シールの貼付箇所を5～6枚）

・増改築のとき

- ①木工事完了時の全体の様子ที่わかるもの（1～2枚）
- ②木工事完了時の県産木材の使用状況がわかるもの（さいたま県産木材認証シールの貼付箇所を5～6枚）

・内装木質化のとき

- ①木工事完了時の県産木材の使用状況がわかるもの（使用箇所ごとにそれぞれ1～2枚）

Q. 19

「彩の木補助事業《子育て支援枠》」の補助金利用予定者である。完了報告書兼請求書を提出する際に添付する住民票の写しは、どのような内容のものが必要か。

《子育て支援枠》の補助要件に該当しているかどうかを確認する書類の一つとして、次の内容の住民票の写しが必要です。

- ①世帯全員のもので、世帯主の氏名と世帯主との続柄が記載されているもの
- ②住所が、住宅を新築又は増改築した建築（施工）場所のもの
- ③戸籍の表示、個人番号（マイナンバー）、住民票コードの記載がないもの
- ④交付日から3か月以内のもの

Q. 20

現地検査のために工事を中断する必要があるか。
現地検査の内容は。

現地検査は30分程度で終了します。現地検査の準備等のために、工事を中断する必要はありません。現地検査は、提出された書類どおりに県産木材が使われているかを確認します。したがって、使用状況が目視できる段階で検査を受けられるよう、ご協力をお願いします。検査日程や工事の都合で目視による確認ができないときは、現地において工事写真による確認をさせていただきます。

Q. 21

補助金はいつ振り込まれるのか。

通常、交付決定及び確定通知書が申請者のお手元に届いてから1週間以内に、ご指定の口座に振り込みます。振込の通知はしませんので、ご指定口座の記帳をするなどしてご確認ください。

